

令和 8 年度

業 務 概 要

(令和 7 年度実績)

青 森 県 障 が い 者 相 談 セ ン タ ー

所在地 青森県弘前市大字下白銀町 1 4 - 2
(青森県弘前健康福祉庁舎 1 階)
電 話 0 1 7 2 - 3 2 - 8 4 3 7
F a x 0 1 7 2 - 3 4 - 6 1 6 7

目 次

1 障がい者相談センターの概要	
（１）目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
（２）沿革・・・・・・・・・・・・・・・・	1
（３）名称、所在地・・・・・・・・・・	1
（４）組織・・・・・・・・・・・・・・・・	2
（５）業務内容・・・・・・・・・・・・・	3
（６）業務実施体系・・・・・・・・・・	4
2 身体障がい者福祉業務	
（１）相談・判定取扱状況・・・・・・・・	6
ア 取扱実人員	
イ 相談内容	
ウ 判定内容	
エ 判定書交付件数	
（２）自立支援医療（更生医療）給付要否判定件数	8
（３）補装具費支給要否判定件数	8
（４）身体障害者手帳取扱状況	9
ア 新規交付の状況	
イ 身体障害者手帳交付者の状況	
ウ 身体障害者手帳交付者の割合	
（５）身体障害者巡回診査及び更生相談実施状況	1 1
3 知的障がい者福祉業務	
（１）相談・判定取扱状況・・・・・・・・	1 2
ア 取扱実人員	
イ 相談内容	
ウ 判定内容	
エ 判定書交付件数	
（２）愛護手帳（療育手帳）取扱状況	1 4
ア 新規交付の状況	
イ 愛護手帳交付者の状況	
ウ 愛護手帳交付者の割合	
（３）来所相談及び巡回相談実施状況	1 5
4 市町村身体障がい者福祉及び知的障がい者福祉業務担当職員基礎研修会	1 6

1 障がい者相談センターの概要

(1) 目的

青森県障がい者相談センターは、身体障害者福祉法第11条第1項に規定する身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所として、青森県行政組織規則（昭和36年2月 青森県規則第18号）により設置されている。

(2) 沿革

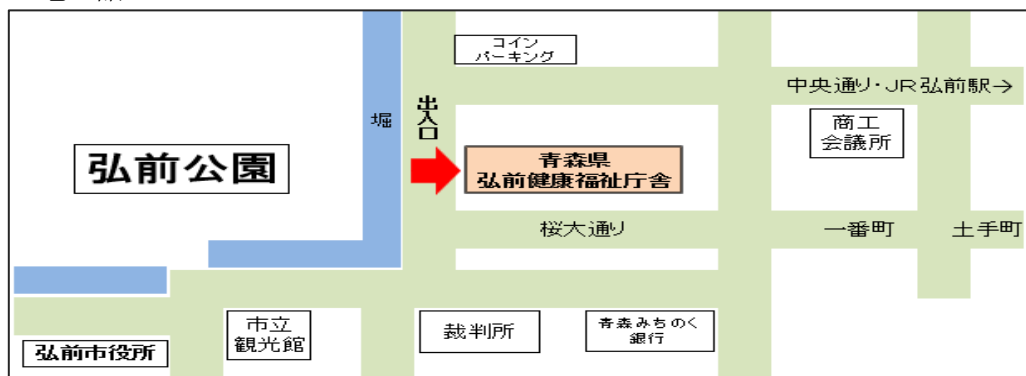
S29.2.10	「弘前市大字富田字豊原1の31」に身体障害者福祉法に基づく肢体不自由者更生施設として肢体に障害がある者を入所させ、身体の機能の回復をはかりながら、その更生に必要な職業技術を身につけるための職能訓練や生活指導を実施する「肢体不自由者更生指導所」を開設し、同所に同法に基づく「身体障害者更生相談所」を併設
S35.8.10	同所に精神薄弱者福祉法に基づく「精神薄弱者更生相談所」を併設
S39.11.21	「弘前市大字西城北一丁目3の7」に肢体不自由者更生指導所、身体障害者更生相談所、精神薄弱者更生相談所を新築移転
H5.4.1	身体障害者更生相談所に身体障害者福祉司を配置
H11.4.1	法改正により精神薄弱者更生相談所から「知的障害者更生相談所」へ名称変更
H13.3.31	肢体不自由者更生指導所を廃止
H14.4.1	知的障害者更生相談所に知的障害者福祉司を配置
H17.4.1	身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所を統合し「青森県障害者相談センター」と名称変更
H27.3.30	現在地に移転
R6.4.1	「青森県障がい者相談センター」と名称変更

(3) 名称、所在地

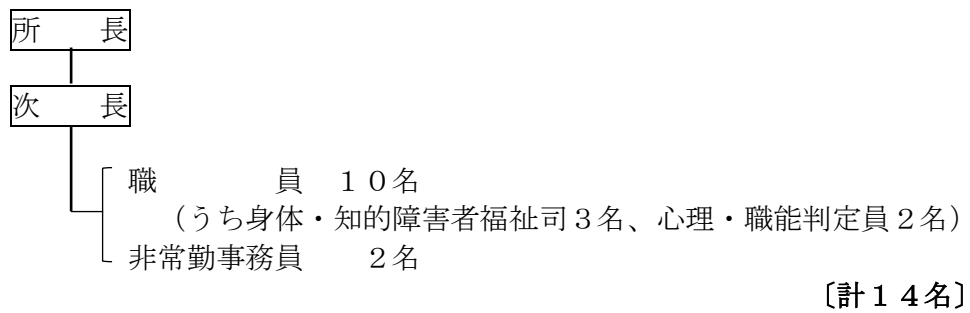
名 称 青森県障がい者相談センター

所在地 青森県弘前市大字下白銀町14-2 青森県弘前健康福祉庁舎 1階

電 話 0172-32-8437 F a x 0172-34-6167



(4) 組織（令和8年4月1日現在）



※嘱託医（非常勤）8名
 ※兼務判定員 28名（各児童相談所）

区 分	一般事務	左のうち		嘱託医	兼 務 判 定 員	合 計
		身体・知的 障 害 者 福 祉 司	心理・職能 判 定 員			
所 長	1					1
次 長	1					1
主 幹	3	(3)				3
主 査	3		(1)			3
主 事	4		(1)			4
非常勤事務員	2					2
兼務・嘱託				8	28	36
合 計	14	(3)	(2)	8	28	50

嘱託医

業務内容	所属
整 形 外 科	弘前大学大学院医学研究科 2名
整 形 外 科	弘前大学医学部附属病院 1名
耳鼻咽喉科	弘前大学大学院医学研究科 1名
内 科	弘前大学大学院保健学研究科 1名
内 科	弘前大学大学院医学研究科 2名
精 神 科	弘前大学大学院保健学研究科 1名

(5) 業務内容

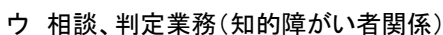
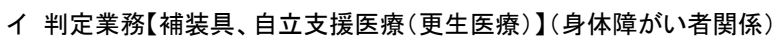
ア 身体障がい者関係

- (ア) 相談業務
身体障がい者の更生援護のための各種相談、指導助言を行っている。
- (イ) 判定業務
市町村から依頼を受けた次のことに関して、医学的、心理学的及び職能的判定を行っている。
 - a 補装具の要否、処方、適合判定
 - b 自立支援医療（更生医療）要否判定
 - c 障害者総合支援法障害支援区分に関する判定
 - d 処遇意見に関する判定
- (ウ) 身体障害者手帳交付等事務
- (エ) 巡回診査及び更生相談
身体障がい者の利便を図るため、肢体不自由について県内各地域を年1回巡回して身体障害者手帳診断書の作成、補装具要否意見書の作成等を行っている。
- (オ) 市町村等への援助指導
市町村身体障がい者福祉担当職員研修会の開催

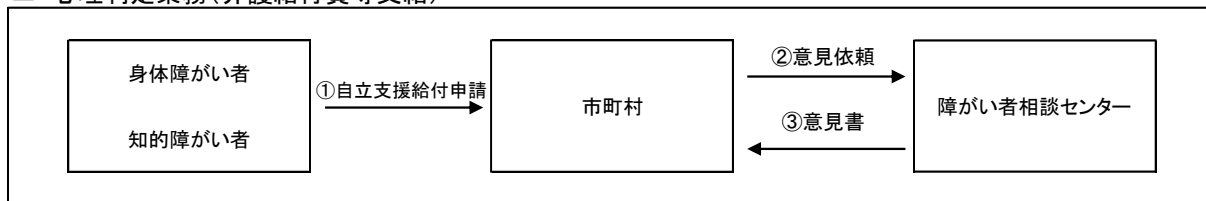
イ 知的障がい者関係

- (ア) 相談業務
知的障がい者の福祉に関し、本人又は家族からの相談に応じ、指導助言を行っている。
- (イ) 判定業務
18歳以上の知的障がい者に関して、市町村等から依頼を受けた次のことについて医学的、心理学的及び職能的判定を行っている。
 - a 愛護手帳（療育手帳）申請に関する判定
 - b 愛護手帳（療育手帳）再判定
 - c 障害者総合支援法障害支援区分に関する判定
 - d 職親委託に関する判定
 - e 処遇意見に関する判定
- (ウ) 愛護手帳（療育手帳）交付等事務
- (エ) 来所相談及び巡回相談
知的障がい者の援護の利便のため、当センターにおいて又は、県内各地を巡回して、医学的、心理学的等の判定を行うとともに、援護に必要な総合相談に応じている。
- (オ) 市町村等への援助指導
市町村知的障がい者福祉担当職員研修会の開催

ア 相談、指導業務(身体障がい者関係)



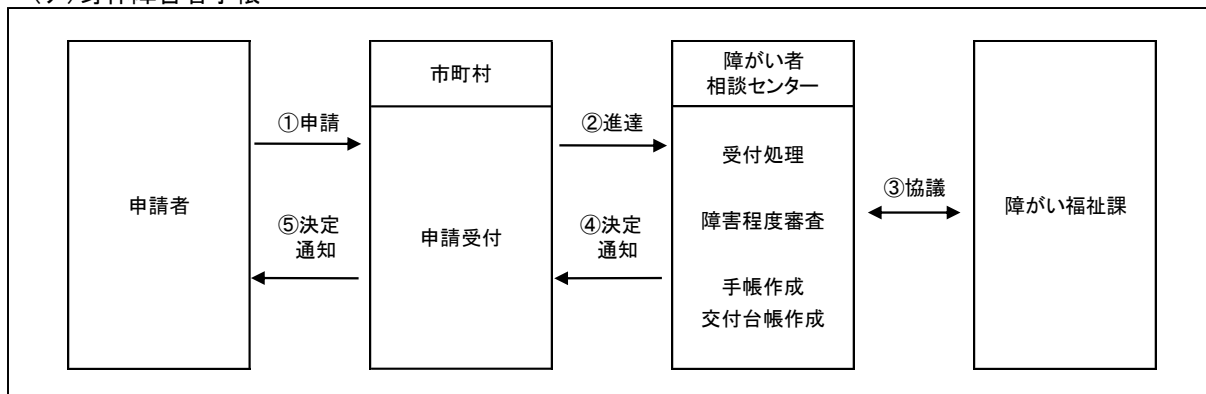
エ 心理判定業務（介護給付費等支給）



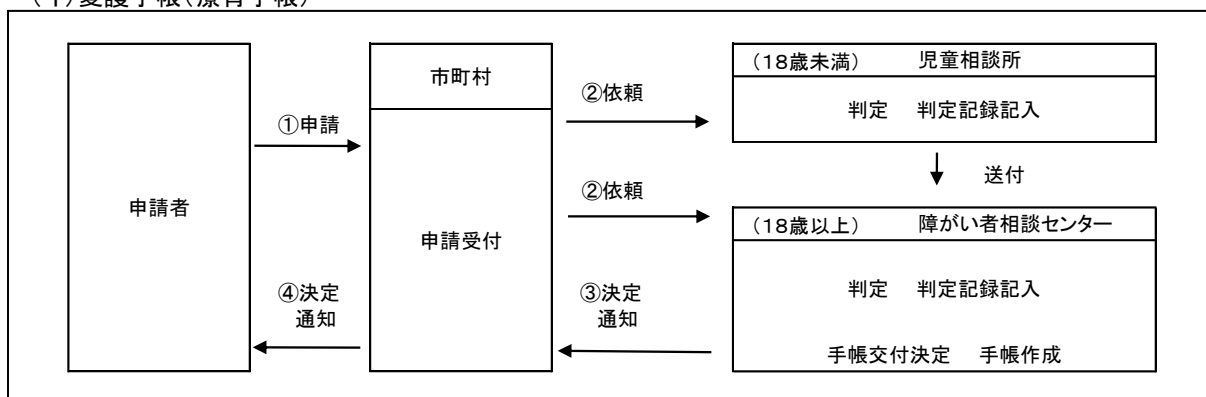
注 市町村において支給決定を行うに当たり、特に医学的、心理的及び職能的意見を必要とする場合には、障がい者相談センターへ意見依頼を行う。

オ 手帳交付等事務

（ア）身体障害者手帳



（イ）愛護手帳（療育手帳）



2 身体障がい者福祉業務

(1) 相談、判定取扱状況（18歳未満を除く。）

ア 取扱実人員

取扱実人員は3,350人で、前年度に比べて28人減少した。

（対前年度比99.2%）。

来所相談7人増加し、巡回相談で35人減少したものである。

イ 相談内容

相談件数は3,366件で、前年度に比べて181件減少した（同94.9%）。

更生医療、医療に関する相談が141件減少し、補装具に関する相談が40件減少したものである。

相談内容は更生医療、医療に関するものが2,083件で最も多く、相談全体の61.9%を占めている。

第1表 相談取扱状況

年度	区分	取 扱 実人員	相談内容						計
			(来所) 更生医療	補装具	職業	施設	生活	その他	
			(巡回) 医療						
R 3	来所	3,932	2,753	1,179					3,932
	巡回	184	133	79					212
	計	4,116	2,886	1,258	0	0	0	0	4,144
4	来所	4,004	2,856	1,148					4,004
	巡回	151	84	81					165
	計	4,155	2,940	1,229	0	0	0	0	4,169
5	来所	3,744	2,550	1,194					3,744
	巡回	223	104	136					240
	計	3,967	2,654	1,330	0	0	0	0	3,984
6	来所	3,190	2,133	1,201					3,334
	巡回	188	91	122					213
	計	3,378	2,224	1,323	0	0	0	0	3,547
7	来所	3,197	2,023	1,174					3,197
	巡回	153	60	109					169
	計	3,350	2,083	1,283	0	0	0	0	3,366

福祉行政報告例 「第17 身体障害者更生相談所における処理」 報告実績から

ウ 判定内容

総判定件数は3,366件で、前年度に比べて181件減少した（同94.9%）。

手帳交付要否診断が31件減少し、更生医療に関する判定が110件減少、補装具に関する判定40件減少したものである。

判定内容は更生医療に関するものが2,023件で最も多く判定全体の60.1%を占めている。

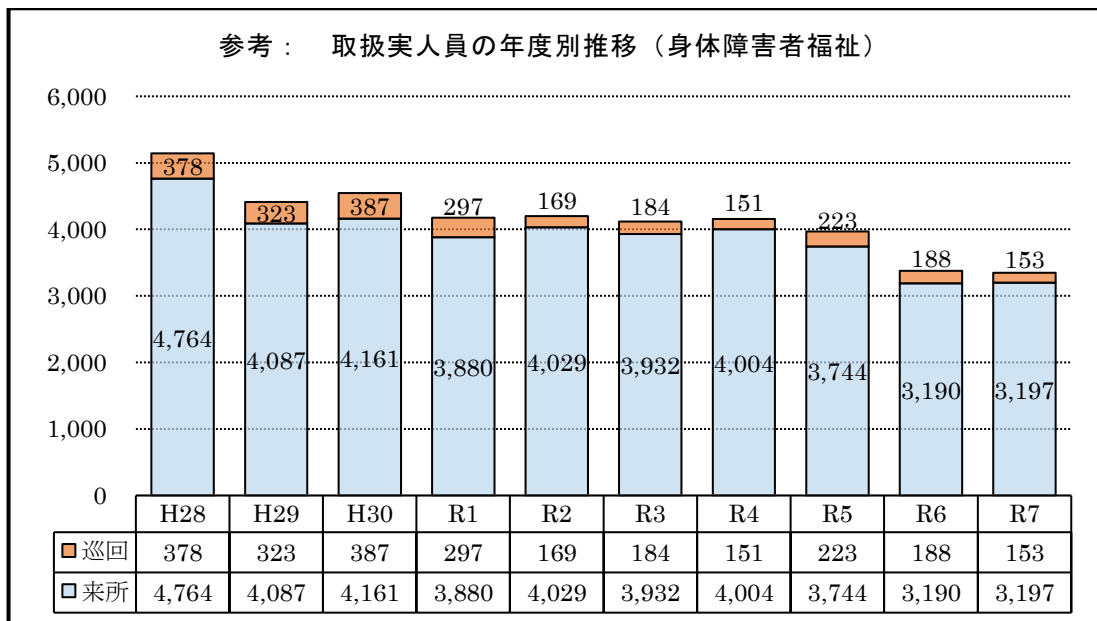
エ 判定書交付件数

判定書の交付件数は3,366件で、前年度に比べ181件減少した。
(同94.9%)。

第2表 判定内容及び判定書交付件数

年度	区分	判定内容								判定書 交 付 件 数
		手帳交 付要否 診 断	医学的判定			心 理 判 定	職 能 判 定	その他の 判定	計	
			更 生 医 療	補装具	進行性筋 萎縮症者 療養給付					
R 3	来所		2,753	1,179					3,932	3,932
	巡回	133		79					212	212
	計	133	2,753	1,258	0	0	0	0	4,144	4,144
4	来所		2,856	1,148					4,004	4,004
	巡回	84		81					165	165
	計	84	2,856	1,229	0	0	0	0	4,169	4,169
5	来所		2,550	1,194					3,744	3,744
	巡回	104		136					240	240
	計	104	2,550	1,330	0	0	0	0	3,984	3,984
6	来所		2,133	1,201					3,334	3,334
	巡回	91		122					213	213
	計	91	2,133	1,323	0	0	0	0	3,547	3,547
7	来所		2,023	1,174					3,197	3,197
	巡回	60		109					169	169
	計	60	2,023	1,283	0	0	0	0	3,366	3,366

福祉行政報告例 「第17 身体障害者更生相談所における処理」 報告実績から



(2) 自立支援医療（更生医療）給付要否判定件数（18歳未満を除く。）

総判定件数は2,023件で、前年度に比べ110件減少した。

（対前年度比94.8%）。

障害別では心臓に関する判定が1,168件と最も多く、要否判定全体の57.7%を占めている。次いで、腎臓830件、肝臓・免疫13件となっている。

第3表 自立支援医療（更生医療）給付要否判定件数

年度	心臓		腎臓		肝臓・免疫		肢体不自由		その他		合計	
	新規	再認定	新規	再認定	新規	再認定	新規	再認定	新規	再認定	新規	再認定
R3	754	289	483	1,173	8	28	4	7	4	3	1,253	1,500
	計	1,043	計	1,656	計	36	計	11	計	7	計	2,753
4	938	203	459	1,216	9	22	1	5	2	1	1,409	1,447
	計	1,141	計	1,675	計	31	計	6	計	3	計	2,856
5	* 令和5年度から新規、再認定の区別なし											
	計	1,151	計	1,361	計	26	計	6	計	6	計	2,550
6	* 令和5年度から新規、再認定の区別なし											
	計	1,197	計	911	計	15	計	6	計	4	計	2,133
7	* 令和5年度から新規、再認定の区別なし											
	計	1,168	計	830	計	13	計	4	計	8	計	2,023

(3) 補装具費支給要否判定件数（巡回診査分を除く。）

総判定件数は1,174件で、前年度に比べ27件減少した

（対前年度比97.8%）。

要否判定は905件で、前年度に比べ38件増加した。

補装具の種類別では補聴器が366件と最も多く、要否判定全体の40.4%を占めている。次いで、下肢装具198件、車椅子154件となっている。

第4表 補装具費支給要否判定件数

年度	要否判定															適合判定	合計
	義手	モ義手 ジュラ	義足	モ義足 ジュラ	上肢装具	下肢装具	体幹装具	装置 座位保持	車椅子	電動車椅子	補聴器	眼鏡	意思伝達装置	重度障害者用	その他	計	
R3	1	0	1	73	11	252	7	22	136	15	264	0	8	1	791	388	1,179
4	2	1	4	84	7	259	7	23	114	18	304	0	11	4	838	310	1,148
5	5	2	41	63	2	242	11	20	169	27	332	0	11	1	926	268	1,194
6	2	0	15	48	7	166	3	39	171	24	380	0	8	4	867	334	1,201
7	1	0	17	78	7	198	5	26	154	35	366	0	13	5	905	269	1,174

(4) 身体障害者手帳取扱状況 (18歳未満を含む。)

ア 新規交付の状況

青森県では当センターと中核市である青森市と八戸市が身体障害者手帳の交付事務を行っている。

当センターにおける令和7年度の新規交付件数は1,823件で前年度に比べ85件減少した(対前年度比95.5%)。

等級変更、紛失等による再交付は1,528件で前年度に比べ290件減少した(同84.0%)。

新規交付件数のうち18歳未満が22件、18歳以上が1,801件となっている。

障害区分別では内部障害が1,054件と最も多く、新規交付全体の57.8%を占めている。次いで、肢体不自由が371件となっている。

第5表 身体障害者手帳取扱件数
(青森市と八戸市を除く)

年度	新規交付	再交付	合計
R3	1,907	1,937	3,844
4	1,897	1,683	3,580
5	1,844	1,877	3,721
6	1,908	1,818	3,726
7	1,823	1,528	3,351

〔参考〕身体障害者手帳新規交付件数

年度	青森市	八戸市
R2	557	531
3	618	452
4	610	486
5	629	566
6	559	457

出典
厚生労働省「福祉行政報告例」

第6表 新規交付の内訳(青森市と八戸市を除く)

年度	区 分	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
R3	18歳未満	0	3	0	21	10	34
	18歳以上	68	160	26	409	1,210	1,873
	計	68	163	26	430	1,220	1,907
4	18歳未満	0	1	0	20	9	30
	18歳以上	101	205	22	391	1,148	1,867
	計	101	206	22	411	1,157	1,897
5	18歳未満	3	5	0	17	2	27
	18歳以上	92	193	20	410	1,102	1,817
	計	95	198	20	427	1,104	1,844
6	18歳未満	0	1	0	23	5	29
	18歳以上	85	228	26	426	1,114	1,879
	計	85	229	26	449	1,119	1,908
7	18歳未満	0	1	0	15	6	22
	18歳以上	109	257	31	356	1,048	1,801
	計	109	258	31	371	1,054	1,823

(2つ以上の重複する場合は、主たる障害に計上)

福祉行政報告例 「第14 身体障害者手帳交付台帳登録数」 報告実績から

イ 身体障害者手帳交付者の状況

青森市と八戸市を含めた県内の身体障害者手帳交付者は、令和８年３月３１日現在５０，９３２人で、前年度に比べ７７６人減少した。

肢体不自由によるものが２３，２９６人で最も多く、手帳交付者全体の４５．７％を占めている。次いで、内部障害１１，９３４人となっている。

内部障害の内訳は、心臓機能障害が１１，９０３人で最も多く、内部障害全体の６１．５％を占めている。次いで、じん臓機能障害３，８１４人、ぼうこう・直腸機能障害２，９２９人となっている。

第７表 身体障害者手帳交付者数

各年度末現在

等級 年度	視覚障害							聴覚・平衡機能障害						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
R3	1,362	848	194	241	336	230	3,211	63	1,135	546	1,268	20	1,732	4,764
4	1,355	865	196	237	324	213	3,190	63	1,099	550	1,323	18	1,666	4,719
5	1,305	877	187	233	326	193	3,121	68	1,059	540	1,379	18	1,622	4,686
6	1,285	867	187	231	304	189	3,063	68	1,026	534	1,398	19	1,600	4,645
7	1,271	870	180	228	325	180	3,054	69	1,002	529	1,525	18	1,579	4,722
等級 年度	音声・言語機能障害							肢体不自由						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
R3	12	12	322	151			497	7,059	5,644	4,352	6,459	2,245	1,029	26,788
4	14	13	317	158			502	6,894	5,518	4,190	6,199	2,176	1,011	25,988
5	15	14	324	154			507	6,666	5,329	3,992	5,955	2,093	1,000	25,035
6	17	14	320	158			509	6,452	5,124	3,807	5,676	2,022	993	24,074
7	15	14	327	156			512	6,292	4,990	3,651	5,444	1,951	968	23,296
等級 年度	内部障害							合計						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
R3	12,029	165	3,310	4,234			19,738	20,525	7,804	8,724	12,353	2,601	2,991	54,998
4	11,870	169	3,406	4,330			19,775	20,196	7,664	8,659	12,247	2,518	2,890	54,174
5	11,590	163	3,493	4,428			19,674	19,644	7,442	8,536	12,149	2,437	2,815	53,023
6	11,296	173	3,510	4,438			19,417	19,118	7,204	8,358	11,901	2,345	2,782	51,708
7	11,094	183	3,524	4,547			19,348	18,741	7,059	8,211	11,900	2,294	2,727	50,932

(出典) 青森県障がい福祉課提供資料

第８表 内部障害の内訳

等級 年度	心臓機能障害					じん臓機能障害					呼吸器機能障害				
	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計
R3	8,141	83	2,507	1,312	12,043	3,515	28	441	69	4,053	255	6	205	93	559
4	7,982	91	2,638	1,385	12,096	3,516	25	427	66	4,034	251	5	199	87	542
5	7,775	93	2,750	1,450	12,068	3,452	19	416	69	3,956	245	4	185	77	511
6	7,556	93	2,789	1,485	11,923	3,385	24	411	65	3,885	238	4	177	74	493
7	7,421	95	2,822	1,565	11,903	3,325	27	397	65	3,814	225	4	170	76	475
等級 年度	ぼうこう・直腸機能障害					小腸機能障害					免疫機能障害				
	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計
R3	16	9	136	2,711	2,872	11	2	1	14	28	18	32	16	26	92
4	20	8	120	2,742	2,890	9	2	1	14	26	19	33	17	27	96
5	19	8	119	2,780	2,926	10	2	1	13	26	19	35	18	30	102
6	21	9	109	2,761	2,900	10	2	1	13	26	28	35	18	23	104
7	18	13	112	2,786	2,929	10	2	1	13	26	20	38	18	31	107
等級 年度	肝臓機能障害					合計									
	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計					
R3	73	5	4	9	91	12,029	165	3,310	4,234	19,738					
4	73	5	4	9	91	11,870	169	3,406	4,330	19,775					
5	70	2	4	9	85	11,590	163	3,493	4,428	19,674					
6	58	6	5	17	86	11,296	173	3,510	4,438	19,417					
7	75	4	4	11	94	11,094	183	3,524	4,547	19,348					

(出典) 青森県障がい福祉課提供資料

ウ 身体障害者手帳保持者の割合

令和7年度末現在で、県内では人口千人当たり44.74人が身体障害者手帳の交付を受けている。全国平均では、令和6年度末現在で人口千人当たり39.01人が交付を受けている。

第9表 身体障害者手帳交付者割合

年度	全国			青森県		
	手帳交付者 (3月31日現在)	人口 (3月1日現在)	人口千人当 りの交付者	手帳交付者 (3月31日現在)	人口 (3月1日現在)	人口千人当 りの交付者
3	4,910,098	122,443,720	40.10	54,998	1,214,864	45.27
4	4,842,344	121,631,102	39.81	54,174	1,196,789	45.27
5	4,783,069	120,792,448	39.60	53,023	1,176,949	45.05
6	4,674,999	119,855,422	39.01	51,708	1,157,450	44.67
7				50,932	1,138,345	44.74

出典 身体障害者手帳交付者 全国 厚生労働省「福祉行政報告例」
 人口 全国 総務省統計局「人口推計－日本人人口」
 青森県 青森県統計分析課「青森県の推計人口」

(5) 身体障害者巡回診査及び更生相談実施状況

身体障害者（肢体不自由）に対し、県内を巡回して医学的判定を行い、併せて、その更生に必要な総合的相談に応じ、社会的更生の方法を指導、援護することを目的に「身体障害者巡回診査及び更生相談」を開催している。

8会場で延べ19人の依頼医師が担当し、総数157人の身体障害者手帳や補装具等に関する診査に対応した。

〔令和7年度実績〕

実施月日	会場	取扱人員
6月30日	むつ市役所	12
7月1日	野辺地町健康増進センター	3
	弘前市総合学習センター	29
7月2日	十和田市役所別館	22
	五所川原市中央公民館	27
7月3日	八戸市総合保健センター	32
7月4日	三沢市総合社会福祉センター	20
	青森市福祉増進センター しあわせプラザ	12
	計	157

3 知的障がい者福祉業務

(1) 相談・判定取扱状況

ア 取扱実人員

取扱実人員は648人で、前年度に比べて89人増加した
(対前年度比115.9%)。
来所相談が109人増加、巡回相談が20人減少したものである。

イ 相談内容

相談件数は648件で、前年度に比べて89件増加した(同115.9%)。
愛護手帳(療育手帳)に関する相談が11件減少している。
相談内容は愛護手帳に関するものが新規、再判定を合せて334件で最も多く、
相談全体の51.5%を占めている。
その他の相談312件には、本人、保護者宛ての「判定書」交付に関する相談が
含まれている。当センターで実施した判定結果について、本人、保護者からの申請
により「判定書」を交付している。これは障害基礎年金の診断書作成や、成年後見
制度申立てをする際の補助的な資料として用いられる。また、本人の状態をよく理
解するための資料として利用されている。

ウ 判定内容

総判定件数は381件で、前年度に比べ4件増加した(同101.1%)。
医学的判定が3件増加、心理判定が1件増加している。
判定内容は心理判定が309件で最も多く、合わせて判定全体の81.1%を占
めている。

エ 判定書交付件数

判定書の交付総件数は624件で、前年度に比べ76件増加した。
(同113.9%)。

第10表 相談取扱状況

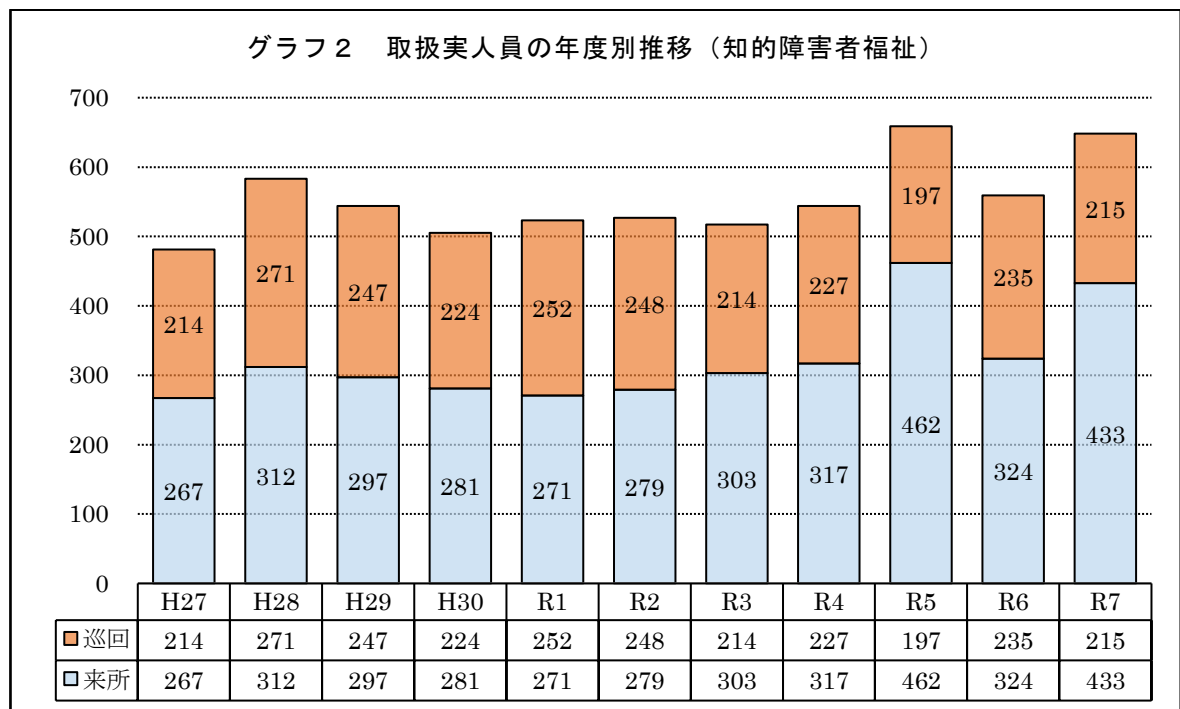
第10表 相談相談状況												
年度	区分	取扱 実人員	相談内容									計
			施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	愛護手帳		その他	
									新規	再判定		
R3	来所	303							24	78	201	303
	巡回	214							43	171		214
	計	517	0	0	0	0	0	0	67	249	201	517
4	来所	317	2		1				36	68	210	317
	巡回	227							56	171		227
	計	544	2	0	1	0	0	0	92	239	210	544
5	来所	462							43	77	342	462
	巡回	197							37	160		197
	計	659	0	0	0	0	0	0	80	237	342	659
6	来所	324			2				39	71	212	324
	巡回	235							58	177		235
	計	559	0	0	2	0	0	0	97	248	212	559
7	来所	433	1		1				33	86	312	433
	巡回	215							52	163		215
	計	648	1	0	1	0	0	0	85	249	312	648

福祉行政報告例 「第27 知的障害者更生相談所における処理」 報告実績から

第11表 判定内容及び判定書交付件数

年度	区分	判定内容					判定書交付件数			
		医学的 判定	心理 判定	職能 判定	その他	計	愛護手帳		その他	計
							新規	再判定		
R3	来所	21	99	99		219	21	78	194	293
	巡回	38	207	207		452	41	166		207
	計	59	306	306	0	671	62	244	194	500
4	来所	26	86	86		198	35	66	202	303
	巡回	56	224	224		504	55	169		224
	計	82	310	310	0	702	90	235	202	527
5	来所	29	104	11		144	38	77	333	448
	巡回	30	188	12		230	32	157		189
	計	59	292	23	0	374	70	234	333	637
6	来所	26	83	0		109	38	70	207	315
	巡回	43	225	0		268	57	176		233
	計	69	308	0	0	377	95	246	207	548
7	来所	23	99	0		122	32	86	298	416
	巡回	49	210	0		259	49	159		208
	計	72	309	0	0	381	81	245	298	624

福祉行政報告例 「第27 知的障害者更生相談所における処理」 報告実績から



(2) 愛護手帳（療育手帳）取扱状況

ア 新規交付の状況

令和7年度の新規交付件数は381件で、前年度に比べ23件減少した（対前年度比94.3％）。

新規交付件数のうち18歳未満が316件、18歳以上が65件となっている。
障害程度別では、A（重度）が45件、B（中軽度）が336件となっている。

第12表 愛護手帳新規交付者数

年度	交付者数	内訳			
		児者別		障害程度別	
		18歳未満	18歳以上	A(重度)	B(中軽度)
R3	340	279	61	43	297
4	373	290	83	45	328
5	405	341	64	36	369
6	404	321	83	35	369
7	381	316	65	45	336

福祉行政報告例 「第31 療育手帳交付台帳登載数」 報告実績から

イ 愛護手帳交付者の状況

当センターでは、平成21年度から愛護手帳の交付事務を行っている。

県内の愛護手帳交付者は、令和8年3月31日現在14,481人で、前年度に比べ248人増加した（同101.7％）。

うち18歳未満は2,591人、18歳以上は11,890人となっている。障害程度別では、A（重度）が4,952人、B（中軽度）が9,529人となっている。

第13表 愛護手帳交付者数

各年度末現在

年度	交付者数	内訳			
		18歳未満		18歳以上	
		A(重度)	B(中軽度)	A(重度)	B(中軽度)
R3	13,865	643	1,768	4,485	6,969
4	13,713	636	1,764	4,292	7,021
5	14,011	633	1,877	4,302	7,199
6	14,233	642	1,917	4,278	7,396
7	14,481	682	1,909	4,270	7,620

福祉行政報告例 「第31 療育手帳交付台帳登載数」 報告実績から

ウ 愛護手帳交付者の割合

令和7年度末現在で、県内では人口千人当たり12.72人が手帳の交付を受けている。

全国平均では、令和6年度末現在で人口千人当たり11.02人が交付を受けている。

第14表 愛護手帳(療育手帳)交付者割合

年度	全国			青森県		
	手帳交付者 (3月31日現在)	人口 (3月1日現在)	人口千人当 りの交付者	手帳交付者 (3月31日現在)	人口 (3月1日現在)	人口千人当 りの交付者
3	1,213,063	122,443,720	9.91	13,865	1,214,864	11.41
4	1,249,939	121,631,102	10.28	13,713	1,196,789	11.46
5	1,281,469	120,792,448	10.61	14,011	1,176,949	11.90
6	1,321,350	119,855,422	11.02	14,233	1,157,450	12.30
7				14,481	1,138,345	12.72

出典 手帳交付者 全国 厚生労働省「福祉行政報告例」
 人口 全国 総務省統計局「人口推計－日本人人口」
 青森県 青森県統計分析課「青森県の推計人口」

(3) 来所相談及び巡回相談実施状況

月に2～4回、火曜日に来所相談を実施しているほか、知的障害者の援護の利便のため、県内を巡回して相談、判定を行っている。また、実施計画に加え、必要に応じて随時巡回相談を実施している。

令和7年度は計54回の巡回相談を実施した。

ア 来所相談

心理学的判定 原則として午前に実施

医学的判定 原則として午後に実施

実績 回数72回 検査取扱数105人

イ 巡回相談

市町村名	会場	回数 (回)	検査取扱数 (人)
青森市	アピオあおもり	12	58
八戸市	八戸市総合福祉会館	27	110
五所川原市	五所川原市中央公民館	1	2
十和田市	十和田市役所	2	7
むつ市	下北文化会館	9	29
七戸町	天間林保健センター	2	7
つがる市	生涯学習交流センター松の館	1	4
合 計		54	217

（６）市町村身体障がい者福祉及び知的障がい者福祉業務担当職員基礎研修会

県内市町村の担当職員を対象として、実務に必要な基礎的知識の習得及び、資質の向上を図ることを目的に研修を実施している。

研修内容

- ・愛護手帳交付事務及び判定依頼について
- ・知的障がい者の判定について
- ・身体障害者手帳交付事務について
- ・身体障がい者巡回診査・更生相談事業について
- ・自立支援医療（更生医療）に係る判定事務について
- ・補装具費支給事務に係る判定事務について